

令和7年度 部活動規定

京都市立梅津中学校

1. 部員

- ① 文化的活動、身体的活動を通じて、生徒の心身の健全な発達をめざす。
- ② 入部は自由意志により、一人一部とする。3年間続けることを原則とし、入退転部は保護者・担任・顧問の許可を必要とする。
- ③ 顧問は部員の生活・行動などについて必要と認めるならば、退部させることがある。

2. 部長・キャプテン

- ① 部長・キャプテンは部員の互選によって選出され顧問が承認、または顧問が任命する。

3. 活動

- ① 部活動ガイドラインに準じ、顧問の認めた計画に基づいて行う。
- ② 活動は毎日清掃終了後から開始し、時間の規定に従って下校する。

活動時間 通年平日は清掃終了後から 16：45まで 17：00完全下校
休日は原則 9：00から 16：45まで 17：00完全下校

- ③ 考査期間中（最終日は除く）および1週間前からは原則として活動を休止する。また、職員会議、研修会、宿泊を伴う行事の前日、校外学習当日、入学式・卒業式前日午後および当日は原則として活動しない。ただし、その直後に公式戦、または中体連・各協会主催の大会がある場合は、1時間程度活動することができる。
- ④ 土日・祝日の活動時間は平日の時間を原則とし、対外試合・公式戦などについては、顧問の指示に従う。
- ⑤ 早朝練習、活動の延長は認めない。
- ⑥ 試験期間中（最終日は除く）及び1週間前からは原則として活動を休止する。
- ⑦ 練習場所の時間・使用割当ては顧問会議の決定による。
- ⑧ 活動を休む場合は、顧問または部員に必ず連絡する。
- ⑨ 活動場所の点検を行い、安全に練習できるよう努めること。

4. 校外での活動

- ① 顧問の引率・指導のない場合は参加できない。
- ② 他校生徒とは品位と友情をもって接し、梅津中学校の生徒としての自覚をもって行動すること。

5. その他

- ① 引退した生徒、卒業生は顧問の許可のもと参加を認める。
- ② 校内・校外に関わらず学校生活と同じように、ルールを守ること。
- ③ 校舎内にスパイクで入ることは禁止とする。
- ④ 使用する場所は整理整頓して使用する。
- ⑤ 府大会や近畿大会等の上位に大会に繋がる選手権大会等においては、登録の重複は認めない。